

食品安全委員会第620回会合議事録

1. 日時 平成28年8月30日（火） 14：00～14：51

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1品目

「ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）」

（農林水産省からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・プリオン「牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」について

・遺伝子組換え食品等「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

(3) 平成28年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

(4) 食品安全関係情報（7月15日～8月5日収集分）について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員

(説明者)

農林水産省 磯貝畜水産安全管理課長

(事務局)

東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、箴島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要
- 資料 2 - 1 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）に関する審議結果について
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種>
- 資料 2 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（食品）>
- 資料 2 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（飼料）>
- 資料 3 平成28年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について
- 資料 4 - 1 食品安全関係情報（7月15日～8月5日収集分）について
- 資料 4 - 2 食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第620回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、農林水産省から磯貝畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第620回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は9点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。資料 1 - 2 が「承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」。資料 2 - 1 が「牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）に関する審議結果について」。資料 2 - 2 から資料 2 - 4 まだが「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。資料 3 が「平成28年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」。資料 4 - 1 が「食品安全関係情報（7月15日～8月5日収集分）について」。資料 4 - 2 が「食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局におきまして、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について委員会決定に掲げられた場合に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、農林水産大臣から8月22日付で、動物用医薬品1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の磯貝畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○磯貝畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長、磯貝です。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回、食品健康影響評価をお願いいたしますのは、医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認申請のありました動物用医薬品1製剤でございます。お手元の資料1-2を御覧ください。

本製剤は、ジクラズリルを有効成分とします牛の強制経口投与剤でございます。製剤名はベコクサンです。ジクラズリルは、ベンゼンアセトニトリルの誘導体であり、平成26年に厚生労働省の諮問によりまして食品健康影響評価が行われています。この製剤の主成分、用法・用量、効能・効果は、資料に記載のあるとおりで、牛の*Eimeria* 属原虫によるコク

シジウム症の治療及び、牛の*Eimeria* 属原虫によるコクシジウム症の発症防止を目的とした動物用医薬品でございます。

ジクラズリは、*Eimeria* 属全般に効果が認められており、無性生殖器のシゾンに変性変化を引き起こし、最終的にはコクシジウムによるオーシストの形成を阻害することで作用いたします。

牛のコクシジウム症は、子牛における重要な疾病の一つでございます。ジクラズリルを有効成分とします本製剤の承認は、現場での試剤の選択肢を増やすことが期待されております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問などがございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 資料を見させていただいた時に、構造式のところに「及び鏡像異性体」と書いてあるのですけれども、これは作用には両方のものがあるのか、それとも有効成分は片一方で、片一方は合成上の不純物ではないのですけれども、一緒にできてくるものなのか、その辺のところがありましたら。

○磯貝畜水産安全管理課長 すみません、今、詳細について分かりかねるものですから、また調べて御報告させていただきます。

○山添委員 よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 では、後ほどお願いいたします。

他に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

磯貝課長、どうもありがとうございました。

○磯貝畜水産安全管理課長 どうぞよろしく申し上げます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

プリオン1案件、遺伝子組換え食品3品目に関する食品健康影響評価でございます。

まず、プリオン1案件に関することですが、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして、御説明いたします。牛海綿状脳症国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査廃止）でございます。

まず3ページを御覧ください。審議の経緯ですが、7月12日の第614回「食品安全委員会」で御審議いただいた後、7月13日から8月11日までの間、国民からの意見・情報を募集しました。

続きまして、食品健康影響評価の背景及び諮問事項は、7ページから9ページにかけて記載のとおりでございます。

次に、食品健康影響評価について、40ページをお願いいたします。食品安全委員会プリオン専門調査会は、公表されている各種文献及び厚生労働省から提出された参考資料等を用いて審議を行い、食用にと畜される健康牛のBSE検査を廃止した場合の、牛肉及び牛の内臓の摂取に由来するBSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性について総合的に評価を行いました。

43ページから「6. まとめ」がございます。

「(1) 牛群のBSE感染状況及び牛におけるBSEの人への感染リスク」にありますとおり、2013年5月評価書における評価以降の発生状況を踏まえると、日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどないものとした2013年5月評価書の評価は妥当であると考えられました。また、非定型BSEに関しては、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、EUにおけるH-BSEの発生頻度は2歳齢以上の牛100万頭につき、年当たり0.07頭と極めて低いことが知られています。また、L-BSEについては、現行のSRM以外の組織の感染性は極めて低いと考えられ、日本またはEUにおけるL-BSEの発生頻度は、2歳齢以上の牛100万頭につき、それぞれ年当たり0.07頭または0.09頭と極めて低いことが知られています。また、これまでに、疫学的に非定型BSEとvCJDを含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はございません。

以上に基づいて、食品安全委員会プリオン専門調査会は、2013年5月評価書における評価のとおり、日本における、牛群のBSE感染状況、輸入規制といったBSEプリオンの侵入リスク低減措置、飼料規制等の増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における曝露リスク低減措置に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、特定危険部位以外の牛肉及び牛の内臓の摂取に由来する定型及び非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病

発症の可能性は極めて低いと考えるとされています。

これらを踏まえまして、「(2) 評価結果」では、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48カ月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとされました。

また、家畜へのBSEの感染防御には、飼料規制が極めて重要であり、飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続き確認することが必要である。

引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24カ月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常または意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要がある。

なお、本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型BSEの知見は限られている。そのため、今後、特に非定型BSEに係る最新の知見についても、引き続き収集する必要があるとされております。

続いて、資料の53ページからもう一枚ページをめくっていただきまして、右上に「参考」と書いた資料の1ページを御覧ください。冒頭に申し上げましたとおり、意見・情報の募集を行いましたところ、9通の御意見をいただきました。いただいた意見・情報及びそれに対するプリオン専門調査会の回答について、以下、御説明させていただきます。

最初の御意見ですが、評価書(案)29ページ他の表現が分かりやすくなるよう、3点の修正を御提案いただきました。これらは1ページ戻っていただきまして、評価書の変更点として御指摘の御趣旨を踏まえ、評価書を修正・反映しております。

次に、戻りまして、2ページの2番でございます。検査の廃止にはメリットもあるが、定期的な抜き打ち検査は実施した方が安全と考えるとの御意見です。

回答ですが、本評価では、健康牛の検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価したこと。また、飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛を対象としたBSE検査により、発生状況を引き続き確認することが必要としている旨を記載しております。

次に、3ページの3番の御意見は、非定型BSEについて農研機構が行った、プリオンを脳内接種によりマウスに4代にわたり感染させた際に、特徴の異なる新たなプリオンが出現したとの研究に関するものです。

回答ですが、3ページの2番目の段落から、飼料規制の実効性が維持されている限りにおいては、プリオンの感染が繰り返されることは考えがたく、健康牛のBSE検査を廃止した場合のリスクの要因となるものではないと考えました。

次に、5ページ、4番でございます。(1)は、これまで実施されてきたBSE検査が非定型BSEに有効か否か疑問であり、さらに慎重に知見を重ね、検出方法を開発した上でサーベイランスを行うことを要望する。(2)は、不確実性が多いBSEの評価に当たっては、規制

を安全側にとる予防的措置が必要である。(3)は、米国のリスクについて再評価するよう要望するとの御意見です。

回答の(1)ですが、本評価は、現時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行ったものであること。また、非定型BSEプリオンの脳内分布等から、従来の検査方法を非定型BSEの検査にも適用できることを示す知見があること。

(2)で、BSE検査に係るリスク評価は、これまでも厚生労働省からの諮問を受け、その時点におけるBSEの発生状況や対策の実施状況等を踏まえて実施してきたこと。(3)で、輸入牛肉等について、これまでも国ごとに評価を実施し、米国について2012年に評価を行ったこと。また、今後とも科学的知見をもとに、客観的、中立公正に審議を行うことを記載しております。

次に、8ページ、5番でございます。全頭でのBSE検査が必要との御意見で、理由の1)として、海外ではBSE感染牛がまだ確認されており、日本においても畜場でのBSE検査を続け、BSEの原因究明のためのデータを収集し続ける必要がある。2)として、孤発性に発生し得る非定型BSEの発生が日本で今後とも皆無とは言えず、人でvCJDが発症するリスクはゼロではない。3)として、BSEの国境措置は万全とは言えず、カナダや米国について食品健康影響評価を早急を実施されたいとしておられます。

回答ですが、まず、定型BSEは飼料規制等の対策が継続されている中では、国内で今後発生する可能性はほとんどなく、また、非定型BSEの発生頻度は極めて低いことから、健康と畜牛のBSE検査によりBSEの原因究明に寄与するだけのデータが得られるとは考えられないこと。

また、H-BSEは、実験動物への感染実験から人への感染の可能性は確認できず、L-BSEは、SRM以外の組織の感染性は極めて低いと考えられ、日本における牛群の感染状況や各種のBSE対策に加え、種間バリアの存在を踏まえると、SRM以外の牛肉及び牛の内臓の摂取に由来する非定型BSEプリオンによる人のプリオン病発症の可能性は、定型BSEと同様に極めて低く、健康牛のBSE検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さいと評価したことについて記載しています。また、カナダ、米国等輸入牛肉に係る評価については、先ほどの回答と同様でございます。

次に、13ページの6番でございます。14ページに参りまして、まず、健康と畜牛のBSE検査を廃止しても非定型BSEを把握できるか。次に、検査数が減ると、非定型BSEの研究に支障が生じないか。また、故意または事故などで飼料規制に不備が生じた場合に、高リスク牛のみの検査で問題はないか。最後に、健康と畜牛のBSE検査の廃止は性急に行わず、国内対策ロードマップを示した上で、消費者の理解を図りつつ進めてほしいとの御意見です。

回答ですが、(1)で、非定型BSEについて、先ほどの5番への回答と同様に、本評価では、どのような事実から牛肉等の接種に由来する人のプリオン病発症の可能性について極めて低いと考えたかを記載しております。(2)では、BSEの研究について、日本を含む各国では、実験動物を用いた研究等が進められていること等を記載しています。(3)では、

農林水産消費安全技術センター等による飼料の製造・販売・農家の検査等の監視体制と遵守率のデータにより、日本の飼料規制等が極めて有効に機能していると評価していること。また、飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛を対象としたBSE検査の必要性について記載をしております。最後に（４）では、消費者の理解について引き続き、様々な機会を捉え、分かりやすい情報提供に一層努めていくとしております。

次に、17ページの7番です。BSEは海外で発生しており、また、非定型BSEの解明はまだできておらず、BSE検査は廃止すべきではないとの御意見です。

回答の（１）と（２）で本評価に用いた情報をお示しするとともに、（３）食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、リスク管理機関から独立して科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っているとしております。

次に、19ページの8番でございます。1として、国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、飼料規制等の対策が有効に機能していると認識している。非定型BSEは発生頻度が極めて低く、現行のBSE対策が確実に継続されれば、牛や人への感染は防止できると考える。健康と畜牛の検査を廃止した場合でもリスクの差は非常に小さいとした結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できるとの御意見です。

20ページに参りまして、2として、具体的には21ページに参りますけれども、非定型BSEも含め、BSE発生確率が極めて低い現在では、BSE検査はもはや人の健康保護のための必須の対策とは言えず、SRM除去を確実に実施すればその目的は達成できるという解釈も可能と考える。改めて、各種のBSE対策の目的を整理し、3府省で国民に分かりやすく説明することを要望するという御意見です。

回答の（２）として、御指摘の点について、今回の評価の考え方を改めて記載するとともに、国民への説明について引き続き、様々な機会を捉え、分かりやすい情報提供に一層努めるとしております。

22ページの御意見の3番ですが、BSEやプリオン病に関する調査・研究や情報収集の必要性に関する御意見です。回答の（３）で、今後とも、最新の科学的知見に基づき、精度の高いリスク評価を行うとしております。

次に、御意見の4番目、23ページでございますが、評価書にも記載のある、引き続き、と畜前の生体検査が適切に行われ、あわせて神経症状等を呈する牛のBSE検査を行うことについて、厚生労働省との間で重要性を共有するよう要望するとの御意見です。

回答の（４）で、御意見をリスク機関にお伝えするとしています。

最後の24ページ、意見の9番でございます。飼料規制に関し、国内で製造される飼料及び輸入飼料の両方について対策が重要との御意見です。

回答として、先ほどの回答と同様に、飼料規制に関する評価結果等について記載し、また、御意見をリスク管理機関にお伝えするとしております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。何かございませんか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちBSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48カ月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等3品目のうち、「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種」「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統(食品)」に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、まず、資料2-2でございますけれども、ただ今御説明がありましたように、3つの掛け合わせのダイズの品種でございます。

資料2-2の3ページに審議の経緯がございますけれども、本組換え植物は、7月12日の第614回「食品安全委員会」におきまして審議結果の報告について審議がなされまして、8月11日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

評価書の5ページから概要がございます。3つのうち、MON87705系統につきましては、*FAD2-1A*・*FATB1-A* 遺伝子発現抑制カセットが導入されているもので、ジーンサイレンシングが誘導されることによりまして脂肪酸組成が改変されまして、種子中が低飽和脂肪酸・高オレイン酸になるというものでございます。その他2つの系統につきましては、除草剤耐性のダイズでございます。

こちらの評価結果につきましては、17ページ、18ページあたりにございますけれども、評価の結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断になっております。

御意見の募集結果は、最後の1枚でございます。御意見を1通いただいております。

御意見の内容でございますけれども、食品安全委員会の専門調査会の審議につきまして、申請者から提出された資料の机上の評価であって、何らかの科学的検査の結果に基づいた

ものではないということで、反対という御意見でございます。

専門調査会の回答でございますけれども、右側でございます。1つ目のパラグラフにございますように、まず、食品安全委員会が独立して客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っている機関であるという御説明をしております。

2つ目のパラグラフで、この系統のダイズは、安全性評価基準に従って、挿入遺伝子の安全性と、ここに記載の事項につきまして評価をして、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しましたということの御説明をしております。

それから、御意見の方で申請者から提出された資料を評価しているものだという御指摘に関しまして、専門調査会においては、申請者が実施したこれらの試験などのデータについて、実施方法、分析方法などの妥当性も含めて科学的見地から審議を行っているという御説明をしているものでございます。

続きまして、資料2-3でございます。チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統でございます。これの食品としての評価ということでございます。

審議の経過につきましては、先ほどのダイズと同様で、8月11日まで意見・情報の募集を行った案件でございます。

評価書の5ページから概要がございますけれども、Cry1A.105タンパク質及び改変Cry2Ab2タンパク質を発現することで、チョウ目害虫による影響を受けずに成育できるというものでございます。

食品健康影響評価につきましては、20ページにございますけれども、安全性評価基準に基づきまして評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断になっております。

意見・情報の募集結果が最後のページについてでございます。

御意見の内容でございますけれども、挿入遺伝子の産出するタンパク質を長期にわたって摂取して健康被害が起こらないということは、動物試験では無意味だし30年以上は必要だと考えるということで、反対という御意見でございます。

専門調査会の回答が右側でございますけれども、先ほどの回答と同様で、まず、委員会の役割についての御説明を1つ目のパラグラフでしております。2つ目のパラグラフで、これも同様でございますが、評価基準に基づいてどういった項目について評価を行って、ヒトの健康を損なうおそれはないという判断になったかという御説明をしております。

また、長期毒性の件について御指摘がございましたが、長期毒性試験である慢性毒性試験等については、評価基準において、上記で御説明をした評価項目で安全性の知見が得られていない場合に必要とされているもので、このダイズについてはその必要がないと判断されているということを補足的に御説明している内容になっております。

回答について、このような形でよろしければ、専門調査会の結果をもちまして、2つの意見については関係機関に通知をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にありませんか。

それでは、本2件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 続きまして、残りの「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（飼料）」に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料2-4の2ページの要約を御覧ください。

先ほど審議いたしましたダイズMON87751系統の飼料としての安全性の評価になりますので、本系統の概要は、食品のものと同様であります。食品としての安全性については、先ほど審議を行ったとおり、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しています。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価をした結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物についての安全上の問題はないと判断しております。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 資料2-4の3ページを御覧ください。

食品健康影響評価の項目がございますけれども、今、御説明がございましたように、食品としての評価が終了しておりまして、ヒトの健康を損なうおそれがないという御判断になっております。

また、2のところがございますように、挿入された遺伝子もしくはその遺伝子によって産出されるタンパク質が畜産物中に移行することは報告されていないということがございます。

以上から、これを使用した畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられないということ。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価になってございます。

以上を踏まえた評価の結論につきましては、先ほど御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントを終了しているものでございますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントを行わず、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんね。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（3）平成28年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成28年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」です。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 8月4日に研究・調査企画会議事前中間・評価部会を開催し、平成28年度の食品安全確保総合調査の追加課題について審議を行い、資料3のとおり案を取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をお願いします。

○橋評価調整官 それでは、資料3に基づき、御説明いたします。

資料3を2枚めくっていただきますと、追加の2課題につきまして、それぞれの調査課題名と調査目的を記載してございます。

まず1件目は「原材料に着目して料理を品目に細分化する手法等に関する諸外国の実態調査」でございます。

化学物質等のリスク評価を行うためには、ばく露量を把握することが極めて重要なこと

から、食品安全委員会では、昨年度に欧米5カ国の公的な食事摂取量調査の手法とその結果の化学物質へのばく露評価への利用状況について、主にウェブサイト公表されている情報等を調査いたしました。その結果、ウェブサイトで公表されていないような細かな手法が存在することが判明しております。このため、本年度はウェブサイトで公表されていないより詳細な情報を中心に収集し、ばく露量の検討に活用することを目的とした調査を実施することとしております。

次に2件目は「次世代シークエンサーの活用状況等に関する調査」でございます。

近年、ゲノム全体の網羅的な解析を可能とする次世代シークエンサーを用いた塩基配列決定法が急速に普及しており、遺伝子組換え食品等の安全性評価に際しては、今後、このデータを用いた安全性評価の件数が増加することが予想されております。このため、海外での次世代シークエンサーの活用状況を調査するとともに、現在、遺伝子組換え植物の安全性評価の際に一般的に用いられている分析法とのデータの比較・検討を行いまして、次世代シークエンサーを安全性評価に用いる際の課題を明らかにすることを目的とした調査を実施することとしております。

以上の2件について案をお認めいただいたならば、今後、入札公告等、調査の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、平成28年度の食品安全確保総合調査の追加課題については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

年度も進んでおりますので、できるだけ早く手続をして進めていただくようお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくをお願いいたします。

(4) 食品安全関係情報（7月15日～8月5日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（7月15日～8月5日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 お手元の資料の4-1、4-2に基づいて報告いたします。

画面の方、出ているかと思えますけれども、4-1の最初が総括表ということで、ここは割愛させていただいて、2ページ目です。食品安全関係情報、7月15日から8月5日収集分、175件のうちから主なものということです。

まず化学物質ですけれども、EPAの情報です。EPAは、6月29日、飲料水中のパーフルオロオクタン酸（PFOA）及びパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の健康勧告に関するファクトシートを更新したという情報です。

ファクトシートの更新部分だけお話ししますと、飲料水由来のPFOA及びPFOSへの生涯にわたるばく露から保護するマージンを考慮して、最も感受性の高い人口集団というのは妊娠期の胎児または母乳を与えられている乳児を含む米国人というところですのでけれども、この健康勧告レベルとして70 pptを設定したというのがファクトシートの更新部分になります。

続いて、BfRのお話になります。BfRは、8月3日、カフェインを含む飲料による健康影響に関する情報提供のための動画を公表したという情報です。動画は最近、我が国の農林水産省も食中毒の予防に関する動画を公表したと、ちょっとはやっているのですけれども、ドイツの方でも双方向コミュニケーションシリーズということで「消費者の質問にBfRが回答します」の一環として、エナジードリンクに関する質問への回答をまとめているようです。

詳しくは動画ですので御紹介いたしませんけれども、BfRの長官からは、消費者は、カフェインを含む飲料が健康にどう影響するかに関してよく分かっていないとしながら、短時間のうちに多量のアルコールとともに多量のエナジードリンクを摂取し、そこに激しい運動及び睡眠不足が伴えば、状況によっては深刻な健康影響が考えられるということを述べているようです。

続きまして、微生物・プリオン・自然毒分野のアルファルファスプラウトに関する食中毒の情報となります。CDCが8月5日、アルファルファスプラウトに関連した複数州における*Salmonella* Readingの集団感染症及び*Salmonella* Abony感染に関しての調査状況を公表したという情報です。

内容なのですけれども、9つの州から30人の感染症例が報告されていまして、うち24人が*Salmonella* Reading、1人が*Salmonella* Abony、5人が両方に感染したということで、5人が入院したということですのでけれども、死亡者は出ていないということです。この原因なのですけれども、コロラドのデンバーにあるSprouts Extraordinaire社が供給したアルファルファスプラウトが原因の可能性が高いと情報では言っております。

その次のBfRからの情報提供、これは食品安全情報の方にまとめておりますので飛ばしまして、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）からの情報ということで、カンタロップ、メロンですね。それを流通から排除したという情報になります。

FSANZは、北部のRed Dirt農場から出荷された全てのカンタロープのリコールの調整中という情報になります。これは、この農場出荷の一部のカンタロープがサルモネラ属菌陽性であったことを受けたものということですので、患者数は6月14日からふえ続けておりまして、8月5日までに97人が感染しているということ、少し広がりが出ている状況のようです。

次に、新食品の方から、USDAで7月29日に未認可の遺伝子組換えコムギの自生が発見されたという情報です。

USDAはワシントン州の休耕地で22本の遺伝子組換えコムギが自生していることを発見したということです。入手可能な情報に基づけば、FDAがこのコムギの食品としての安全性に問題はないとしております。APHIS、環境の方は、このコムギが商業取引に入ることがないように、この農家の収穫した全コムギの検査を行ったということで、今のところ、全検体とも陰性という結果が出ているようです。

その他の最後のところは、当委員会の関係ということですが、既にFacebook等でお知らせはしておりますが、BfRと当委員会が食品安全における協力関係に関して合意をしたという情報を挙げております。

引き続きまして、画面を見ていただきたいのですが、今回の食品安全に関する主な情報というところになります。

BfRが、未処理の生乳を介したダニ媒介性脳炎（TBE）ウイルスの伝播に関するQ&Aを公表したということです。未処理の生乳を摂取してTBEに感染した消費者の散发事例が複数報告されているということから、BfRは今回、Q&Aを作成したという経緯のようです。

TBEなのでありますが、ウイルスの感染症で、風邪に似た症状のようですが、重症化すると中枢神経系に炎症を生じて髄膜炎等の脳症が起こる病気のようなようです。

感染経路なのでありますが、マダニにかまれたというのが基本的な感染経路ということですが、どうも未処理の生乳を媒介しても感染する可能性があるということのようです。

発生している国なのでありますが、ヨーロッパの方では結構多く発生しておりまして、ロシアとかアジアでもいるということで、今月13日、北海道の方で日本でもこの症状によってお亡くなりになった方が出たということで、これが国内で2例目ということですが、決して全然いないという病気ではないというような状況です。

ちょっと飛んで、問6です。どうやって身を守るべきかということですが、このウイルスは熱に弱いということなので、牛乳を十分加熱すれば特に問題はないということのようですが、問8で書いてあるとおり、これはドイツでも「農家の乳」ということで未処理乳が売られているということで、気をつけてくださいということかと思えます。

我が国では、ほとんど未処理乳は流通しておりませんので、基本的には大丈夫かと思えますが、こういう情報が出ておりますので、今回、御紹介させていただきました。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

では、堀口委員。

○堀口委員 ありがとうございます。

資料4-2なのですけれども、これは未処理の生乳の方に重点を置いて、ダニ媒介性脳炎というのがありますよということだと思のですが、ダニ媒介性脳炎を知らない人が見た時に、普通はかまれてなるのですけれども、関連情報の国内のところに、この食品の情報だけではなくて、国立感染症研究所のホームページにこのダニ媒介性脳炎についての説明があるので、そこのページも一番最後に載せておいたらいかがかと思ったのですが。

○岡田情報・勧告広報課長 了解しました。

ついでに言いますと、厚生労働省からも、今回、食品なので実はこの関連情報を入れていないのですけれども、ダニ媒介性脳炎に関するQ&Aというものが既に出ておまして、要はダニの成育、どういうところに生息しているかとかですね。やはり山に行く時、これはかなりダニとしては山の奥にしかいない生物のようなのですけれども、それにも気をつけてくださいと出ていますので、今の御指摘がありましたので、2つ、国立感染症研究所と厚生労働省の方、その辺がリンクできるようにしたいと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他に。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 1点、文言を確認させてください。先ほど4-1でEPAからPFOAとPFOSの健康勧告のところでおっしゃった文言に関して、妊娠期の胎児というふうに聞こえたのですが、これは妊娠期の女性、胎児及び乳児なのか、胎児及び乳児なのか、いずれでしょうか。よろしくお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 情報によると、妊娠期の胎児または母乳を与えられている乳児という記述のようです。最初は何かちょっとおかしい感じが私もしたのですが。

○吉田委員 胎児でよろしいのではないかと。

○佐藤委員長 胎児といえば妊娠中だから、妊娠期とは言わなくていいですね。胎児だけで十分だろうと思います。

○吉田委員 その方が正しいと思うので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員長 他に何か、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
色々なことがあるのだらうと思います。

(5) その他

○佐藤委員長 他に議事はございませんでしょうか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週9月6日火曜日14時から開催を予定しております。

また、2日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、来週5日月曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第620回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。